

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	戦没者遺族等援護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、戦没者遺族等援護に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	戦没者遺族等援護
②事務の概要	対象者に弔慰金又は給付金を給付する。事務の流れは次のとおり。 ○申請書送付(国又は市から)○申請書受付(市)、送致(県、県で裁定→国へ) ○裁定決定通知(国から市)○国債送付(国から市) ○本人に国債を渡す 種別①戦没者の妻に対する特別給付金 ②戦没者の遺族に対する特別弔慰金 ③戦傷病者等の妻に対する特別給付金 ④戦没者の父母等に対する特別給付金
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
戦没者特別弔慰金ファイル(エクセル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の32の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市福祉事務所健康福祉総務課
②所属長の役職名	健康福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公開係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松阪市福祉事務所健康福祉総務課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4086 FAX 0598-26-9113 E-mail kenfukusou.div@city.matsusaka.mie.jp

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認作業を徹底し、人為的ミスが発生する対策を講じているため	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	松阪市福祉事務所福祉ささえあい課	松阪市福祉事務所地域福祉課	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉ささえあい課長 浅井 嘉人	地域福祉課長	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	松阪市福祉事務所福祉ささえあい課社会福祉係	松阪市福祉事務所地域福祉課	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規入力	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報	①戦没者の妻に対する特別給付金	①戦没者等の妻に対する特別給付金	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報	②戦没者の遺族に対する特別弔慰金	②戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 2. 取得者数	平成27年1月1日	平成31年4月1日	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署名	松阪市福祉事務所地域福祉課	松阪市福祉事務所健康福祉総務課	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域福祉課長	健康福祉総務課長	事後	
令和6年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	松阪市福祉事務所地域福祉課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4086 FAX 0598-26-9113 E-mail fuk.div@city.matsusaka.mie.jp	松阪市福祉事務所健康福祉総務課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4086 FAX 0598-26-9113 E-mail kenfukusou.div@city.matsusaka.mie.jp	事後	
令和6年12月2日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の20の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第19条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の32の項	事前	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		十分である	事前	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		複数人での確認作業を徹底し、人為的ミスが発生する対策を講じているため	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	